

【台湾】高級中等教育法の制定

主任調査員 海外立法情報調査室 岡村 志嘉子

* 2013年7月10日、台湾で高級中等教育法が公布された。9年の義務教育に続く3年の後期中等教育について、高い進学率を背景に、2014学年度から無試験入学と学費無料化が推進される。

1 背景と経緯

台湾の義務教育は、6歳から15歳まで、即ち、国民小学6年と国民中学3年の9年間で、国民教育と呼ばれる。義務教育に続く後期中等教育は3年間で、普通教育を行う高級中学と技術・職業教育を行う高級職業学校に分かれ、それ以外に5年制専科学校がある。義務教育修了者の進学率は年々上昇し、1990年には84.70%、2000年には95.31%、2012年には99.15%に達している（注1）。

このような進学率の高まりを背景に、台湾では1980年代から義務教育の期間延長について検討が行われてきた。1999年に公布された教育基本法第11条は、義務教育は社会発展の必要性に応じてその年限を延長しなければならないと規定している。受験競争の過熱や教育費の負担が大きな社会問題となる中で、後期中等教育までを実質的な義務教育とみなして抜本的な制度改革を行うことは、重要な政策課題の1つとされてきた。民進党政権時代の2007年、政府は義務教育を12年間とする「12年国民基本教育」の方針を決定した。この方針は2008年に発足した国民党の馬英九政権にも継承され、2014学年度から「12年国民基本教育」が完全実施されることになった。

2013年3月1日に公表された「12年国民基本教育実施計画」（注2）によれば、2014年8月1日から始まる学年度以降、2段階から成る「12年国民基本教育」が実施される。前期9年間の国民教育は、国民教育法及び強制入学条例に基づき、強制入学、学費免除、公教育を原則とする。後期3年間は高級中等教育と位置付け、現行の中等教育法と職業教育法を統合した高級中等教育法（注3）に基づき、自主入学、学費免除、公・私立併存、無試験入学中心、普通教育と職業教育の両立などを原則とする。

高級中等教育法案の立法院での審議は2012年4月27日から始まり、2013年6月27日に可決、成立し、同年7月10日に公布された。また、5年制専科学校の第1学年から第3学年についても後期中等教育として同様に取扱うため、専科学校法の関係条文も同時に改正されている。

2 高級中等教育法の概要

高級中等教育法の構成は、第1章：総則（第1条～第3条）、第2章：設立、類型及び評価（第4条～第13条）、第3章：校長の任命及び考課（第14条～第17条）、第4章：組織及び会議（第18条～第27条）、第5章：教職員の任用及び考課（第28条～

第 33 条)、第 6 章：学生資格、入学方法及び通学区区分（第 34 条～第 41 条）、第 7 章：課程及び学習評価（第 42 条～第 49 条）、第 8 章：学生の権利及び義務（第 50 条～第 59 条）、第 9 章：附則（第 60 条～67 条）であり、次のような内容が含まれる。

(1) 高級中等教育の位置付け

9 年国民教育と高級中等教育を併せて 12 年国民基本教育とする。高級中等教育は、無試験入学を主とし、学生がその性向、関心、能力に基づいて自らの希望により入学し、かつ、一定の条件の下で学費を免除する。（第 1 条、第 2 条）

(2) 学校の類型

高級中等学校は、普通型、技術型、総合型、単科型の 4 類型を置く。（第 5 条）

(3) 入学資格

国民中学卒業生又はそれと同等の学力を有する者は、高級中等学校の入学資格を有する。（第 34 条）

(4) 選抜方法

創造力のある多様な人材を育成するため、多元入学方式により学生を募集する。即ち、無試験入学を主とし、定員のうちの一定数については、特色のある学生を各種の選抜方式により選抜する。無試験入学は、2014 学年度においては各通学区の総定員の 75%以上とし、その比率を 2019 学年度までに 85%以上に拡大しなければならない。そのうち、附属中学からの内部進学者は、国立学校の場合は卒業生数の 35%以下、私立学校の場合は 2014 学年度において募集定員の 60%以下などとする。（第 35 条）

無試験入学では、受験生は定められた通学区内の学校に対し入学試験免除の申請を行う。申請者数が定員以下である場合は全員合格とする。申請者数が定員を上回る場合の選抜方法は主管官庁が定め、各学年度の 1 年前にそれを公告しなければならない。（第 37 条）

(5) 学費の免除

高級中等学校の学生で一定の条件に合致するものは、学費の納入が免除される。免除された学費は、政府予算から支出する。（第 56 条）

学費免除には所得制限があり、2014 学年度は年間所得が 148 万台湾ドル（1 台湾ドルは約 3.3 円）以下の世帯に限られる。これは、学生総数の 65.6%に当たる。（注 4）

(6) 施行日

2014 学年度の新入生からこの法律を適用するため、入学方法に関する規定（第 35 条～第 41 条）は 2013 年 9 月 1 日から、それ以外は 2014 年 8 月 1 日から施行される。

注(インターネット情報は 2013 年 9 月 24 日現在である。)

(1) 「表 1-10 中等以下学校各級卒業生升學率」『中華民國教育統計』2013 年版 p.33.

<https://stats.moe.gov.tw/files/ebook/Education_Statistics/102/102edu.pdf>

(2) 「十二年國民基本教育實施計畫」教育部全球資訊網<<http://12basic.edu.tw/Detail.php?LevelNo=38>>

(3) 「高級中等教育法」『總統府公報』第 7094 号<<http://glin.ly.gov.tw/file/legal/tw1007201305.pdf>>

(4) 「高中職免學費 明年 65%學生受惠」『中國時報』2013 年 6 月 28 日 p.2.